

**令和 7 年度 南アルプスかわね地域循環共生圏基本構想策定業務委託
企画提案募集要項**

1 業務内容等

(1) 業務目的

本業務は、南アルプスかわね地域循環共生圏の形成を実現するため、住民、関係者の意見を十分に踏まえ、旧中川根第一小学校の活用を中心とした新たな地域活性化策及びその拠点整備案を策定することを目的とする。

(2) 業務名

令和 7 年度南アルプスかわね地域循環共生圏基本構想策定業務委託

(3) 契約者

川根本町長

(4) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおりとするが、提案を選定した後、町と契約予定者の間で協議し、業務仕様書を決定するものとする。

(5) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日(木)まで

(6) 契約限度額

5,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(7) 担当課及び書類提出先等

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場
川根本町経営戦略課 まちづくり推進室
(電話番号) 0547-56-2221 (FAX) 0547-56-2235
(電子メール) keiei@town.kawanehon.lg.jp

2 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 最近 1 年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (4) 下記に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 企画提案の手続き

(1) スケジュール

ア 企画提案説明書等の公表	令和7年7月11日（金）
イ 実施内容等に関する質問書の提出期限	令和7年7月17日（木）午後5時まで
ウ 質問に対する回答	令和7年7月23日（水）まで
エ 参加表明書の提出期限	令和7年7月25日（金）午後5時まで
オ 企画提案書等の提出期限	令和7年7月31日（木）午後5時まで
カ 審査対象者選定の通知	令和7年8月1日（金）まで
キ プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年8月5日（火）
ク 審査結果の通知	令和7年8月7日（木）まで

(2) 参加表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、別表1の提出資料を令和7年7月25日（金）午後5時までにメール、郵送又は持参により上記1(7)へ提出することとし、郵送の場合は、封筒等の表面に「令和7年度南アルプスかわね地域循環共生圏基本構想策定業務委託参加表明書」と朱書きで明記すること。

(3) 実施内容等に関する質問及び回答

- ア 本募集要項等に関して質問がある場合は、書面（様式自由）により上記1(7)の電子メールへ令和7年7月17日（木）午後5時までに提出すること。あわせて、その旨を電話で連絡すること。
- イ 上記アの書面には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び電子メール等を併記すること。
- ウ 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、上記1(7)での閲覧、川根本町ホームページ（<https://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/soshiki/keiei/machizukurisuishin/15432.html>）に掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

- ア 別表2の提出資料を令和7年7月31日（木）午後5時までにメール、郵送又は持参により上記1(7)へ提出することとし、郵送の場合は、封筒等の表面に「令和7年度南アルプスかわね地域循環共生圏基本構想策定業務委託参加表明書 企画提案書」と朱書きで明記すること。
- イ 本募集要項において記載された事項以外の内容を含む企画提案書等については、その部

分を無効とする。

ウ 書類の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則 11 ポイント以上とする。

エ 提出書類について、この書面及び企画提案説明書、別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

(5) 企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング

審査対象者に選定された者に対しては、企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

ア 予定日時 令和 7 年 8 月 5 日（火）の町が指定した時間

イ 実施会場 川根本町役場 3 階大会議室（川根本町上長尾 627 番地）

※説明者は 3 名以内とする。

※提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

※オンラインでのプレゼンテーションは実施しない。

ウ 所要時間 1 者に対し 35 分程度（説明 20 分以内、質疑応答 15 分程度）とする。

4 審査結果の通知

審査結果及び受託者の選定については、書面により通知するとともに、川根本町の公式ホームページに掲載する。なお、審査結果に関する質問は一切受け付けない。

(1) 契約予定者の特定方法

審査は提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づき、町が別に定める提案審査委員会において、別表 3 により評価し、契約予定者を特定する。

(2) 契約予定者への通知

審査結果及び受託者の選定については、令和 7 年 8 月 7 日（木）までに電子メールにて通知するとともに、川根本町の公式ホームページに掲載する。

(3) 契約に係る協議

町は契約予定者と業務履行に必要な協議を、令和 7 年 8 月 15 日（金）までに行い、協議が整った場合は当該契約予定者から見積書を徴取し、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約に当たっては、企画提案内容（参考見積書を含む）をもって契約するとは限らない。また、契約予定者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は契約予定者が上記 2 応募資格を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点契約予定者と協議を行う。

5 契約条件

(1) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除する。

6 その他

(1) 企画提案は、1 者につき 1 案とする。

- (2) 企画提案書等の作成、提出及びヒアリング等にかかる全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案を無効とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は、契約予定者の特定以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書等を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。
- (5) 企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者とし、町の了解を得なければならない。

別表 1 参加表明の提出資料

提出資料	部数	内容に関する留意事項
参加表明書 (様式 1)	1 部	・ 代表者名を記名のうえで提出すること。(押印不要)
会社概要書 (様式 2)	1 部	・ 会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

別表 2 企画提案書等の提出資料

提出資料	部数	内容に関する留意事項
企画提案書 (様式任意)	1 部	・ 企画提案書には、業務目的を理解したうえで、本業務を実施するための実施方針や各提案における具体的な手法等を記載する。 ・ 資料は A 4 版 10 ページ以内とする。(A 3 の場合は A 4 折込みとし、2 ページとしてカウント) ・ 文字サイズは原則 11 ポイント以上とする。 ・ 業務実施体制、業務実施スケジュールを記載すること。 ・ 他企業と連携して本企画提案に参加する場合には、各企業の役割分担を明示すること。
業務の実施者 (様式 3)	1 部	・ 業務を実施する者全てについて、関連業務実績と担当する役割を記載すること。
類似業務実績 (様式 4)	1 部	・ 類似業務は、国又は地方公共団体より受注した地域活性化策等の本委託業務における業務内容に類する業務を記載する。 ・ 類似業務は、令和 2 年 4 月 1 日から参加表明書提出日までに完了している主な業務を記載し、5 件を上限とする。
参考見積書 (様式自由)	1 部	・ 見積書は、業務内容及び企画提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出する。 ・ 見積書は、企画提案説明書に記載した業務内容ごとに積算すること。

(注) 別表 2 の提出資料は、提案者が特定または推測できるような記載やロゴマークの使用を避けること。

別表 3 評価項目

評価項目		配点 (点)
1	業務実施体制及びスケジュール、業務実績	15
	(1) 業務を確実かつ迅速に遂行するための体制が確保されているか。	5
	(2) 業務実施スケジュールの妥当性が高く、その内容が優れているか。	5
	(3) 本業務を効果的に実施するにあたり十分な実績を有しているか。	5
2	企画提案内容	80
	(1) 現状調査と課題の把握	20
	ア 町の有する課題や考えについて、過去データ等を活用して適切に分析することが期待できるか。	10
	イ 町民及び関係者に対し、効果の高いヒアリング調査の実施を期待できるか。	5
	ウ 町の課題解決のため、課題が類似する他自治体の事例収集を期待できるか。	5
	(2) ワークショップの設計と戦略的方向性の整理	30
	ア 多様なステークホルダーが参加するワークショップを運営するための企画・設計を期待できるか	10
	イ ワークショップの議題テーマについて、適切に理解し、実効性の高い運営の支援をすることが期待できるか。	10
	ウ ワークショップで出された意見を集約し、戦略的方向性を提案することが期待できるか。	10
	(3) 南アルプスかわね地域循環共生圏基本構想の策定	30
	ア ①賑わい創出②産業振興③企業誘致の3つの視点により、川根らしさを活かした地域活性化策を提案することを期待できるか。	15
	イ 旧中川根第一小学校を活用するための基本構想について、実現可能な提案をすることが期待できるか。	15
3	参考見積価格	5
	各業務に係る経費が明確に示されており、適切な金額となっているか。	5
合 計		100